証券コード　7069
2020年12月1日

株　主　各　位

東京都渋谷区桜丘町20番1号
株式会社サイバー・バズ
代表取締役社長　高　村　彰　典

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権行使をすることができます。

近時、新型コロナウイルス感染症の拡大防止が喫緊の社会的課題となっておりますが、こうした状況を受けて、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催することといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面又はインターネットによる、事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申しあげます。

議決権を行使いただく場合は、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月15日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2020年12月15日（火曜日）午後7時までに、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、5～6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

敬　具

記

1．日　　時　2020年12月16日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前９時を予定しております。）

2．場　　所　東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル　地下２階ボールルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項
1．第15期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第15期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　取締役及び監査役に対するストック・オプションの報酬等の額及び内容決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.cyberbuzz.co.jp/）に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について＞

・株主総会へのご出席を予定又は検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態や株主総会開催日現在の国内の流行状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願いいたします。
・感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、特に慎重なご判断をお願いいたします。
・ご来場される株主様におかれましては、マスクのご着用をお願いいたします。
・会場の入り口付近で、手指へのアルコール消毒液の噴霧のほか、検温をさせていただく予定としており、発熱を確認された場合や激しく咳き込む場合等、体調不良とお見受けする株主様には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお断りする場合がございます。
・また、ご滞在時間を短縮いただくため株主総会では事業報告等を簡略化させていただくとともに、円滑な議事進行に努めてまいります。
・運営スタッフは検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。
・**株主総会終了後に開催しておりました「事業説明会」は、感染予防の観点から中止とさせていただきますので、あらかじめご了承のほどお願いいたします。なお、弊社ホームページにおいて2020年9月期通期決算説明動画をオンデマンド配信しております。弊社の事業のご説明もさせて頂いておりますので、是非ご視聴いただきますようお願いいたします。**
（URL：https://cyberbuzz.co.jp/ir/images/201106706901.mp4）

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時　2020年12月16日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2020年12月15日（火曜日）午後７時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（**https://www.web54.net**）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限　2020年12月15日（火曜日）午後７時入力完了分まで

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

2020年12月15日（火曜日）
午後７時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

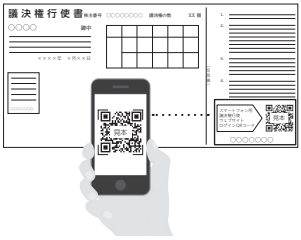

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

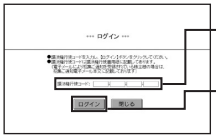

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

１．企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続き、現状においても先行きが不透明な状況で推移しております。

当社グループが事業展開を行う2019年の国内インターネット広告市場は、初めてテレビメディア広告市場を超え、前年比19.7％増の２兆1,048億円（注１）と推計されております。また、2020年の国内インフルエンサーマーケティング市場は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う広告主の広告費削減の影響を受けたものの、前年比5.3％増の317億円と推計されており、同市場規模は、2021年に425億円、2025年に723億円（注２）と2020年比約2.3倍に拡大していくことが予測されております。

このような環境の中、当社グループでは「NINARY」「Ripre」「to buy」といったInstagramを始めとした各SNSプラットフォームにおけるインフルエンサーを企業マーケティングへ活用する「インフルエンサーサービス」、企業の保有するSNSアカウントの企画・コンサルティングを含めた運用代行を行う「SNSアカウント運用」、ソーシャルメディア関連広告を中心とした他社の広告商品の代理販売を行う「インターネット広告代理販売」及びInstagramに特化した戦略子会社「株式会社glamfirst」の４つのサービスを展開し、企業がSNSプラットフォームを通して消費者へ行うマーケティング活動を総合的に支援して参りました。

サービス別売上高については下記のとおりとなります。

インフルエンサーサービスについては、前年同期比で案件数は増加したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大により主要顧客の広告費削減の影響を受け、売上高は1,330百万円（前年同期比3.8％増）となりました。

SNSアカウント運用については、前年同期比で案件単価及び案件数ともに増加し、売上高は440百万円（同40.6％増）となりました。

インターネット広告代理販売については、外出自粛要請に伴う店頭販売低迷により大型案件が停止となったものの、前年同期比では案件単価及び案件数ともに増加し、売上高は1,038百万円（同21.4%増）となりました。

株式会社glamfirstについては、2020年8月１日付の当社との吸収合併に伴い、当社への案件の移管を進めたことにより、売上高は187百万円（同62.0%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,996百万円（前年同期比1.8%増）、営業利益215百万円（同50.4%減）、経常利益204百万円（同50.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益168百万円（同39.2%減）となりました。

（注１）出典：株式会社電通「2019年 日本の広告費」
（注２）出典：サイバー・バズ／デジタルインファクト調べ「国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は80百万円であり、その主なものは2020年３月の本社移転に伴う設備の取得68百万円であります。

③ 資金調達の状況

第１回新株予約権の行使により60百万円、第２回新株予約権の行使により９百万円、第３回新株予約権の行使により20百万円の資金調達を行いました。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は、2020年８月１日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社glamfirstと吸収合併を行い、同社が営んでおりましたソーシャルメディアマーケティング事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (2017年９月期)	第 13 期 (2018年９月期)	第 14 期 (2019年９月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2020年９月期)
売　上　高(千円)	1,865,885	2,446,947	2,944,798	2,996,588
経　常　利　益(千円)	147,832	234,953	411,459	204,472
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	82,660	165,115	276,917	168,307
１株当たり当期純利益（円）	27.09	54.11	90.39	45.72
総　資　産(千円)	815,068	1,160,907	2,212,383	2,375,810
純　資　産(千円)	513,507	678,623	1,738,460	1,996,805
１株当たり純資産（円）	168.28	222.39	508.10	527.84

(注) １．当社では、第14期より連結計算書類を作成しております。第12期及び第13期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
２．2019年２月６日開催の取締役会決議により、2019年２月23日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。
３．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (2017年９月期)	第 13 期 (2018年９月期)	第 14 期 (2019年９月期)	第 15 期 (当事業年度) (2020年９月期)
売　上　高(千円)	1,776,983	2,126,163	2,472,766	2,823,150
経　常　利　益(千円)	134,585	129,872	246,202	183,212
当 期 純 利 益(千円)	73,667	93,105	166,112	360,114
１株当たり当期純利益（円）	24.14	30.51	54.22	97.82
総　資　産(千円)	787,209	996,184	1,939,784	2,375,810
純　資　産(千円)	504,514	597,620	1,546,653	1,996,805
１株当たり純資産（円）	165.33	195.84	452.04	527.84

（注）１．2019年２月６日開催の取締役会決議により、2019年２月23日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。
２．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

なお、2020年８月１日付で、当社の完全子会社である株式会社glamfirstを吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

当社におきましては、ソーシャルメディアマーケティング事業における収益性の向上及び内部管理体制の強化を重点課題として取り組んでおります。

① 自社サービスの強化

当社では、ソーシャルメディアマーケティング事業において、これまでも「NINARY」「Ripre」「ポチカム」「SNSアカウント運用」「to buy」といった自社サービスの提供に注力してきました。

今後も引き続き自社サービスに注力をするとともに、サービスの更なる価値増大を図るべく、当事業年度において「ポチカム」を「Ripre」に統合いたしました。

自社サービスとしてのオリジナルの広告商品の展開を強化することで、当社でしか提供できない価値をクライアント企業へ提供し、当社の競争力を高めることができるものと考えております。また、自社サービスの販売は、他社サービスの代理販売と比較し、利益率の高い商品であるため、事業上及び財務上の改善に繋がります。ソーシャルメディアマーケティングの特色としては、その技術進歩が非常に早く、新たなマーケティング手法やサービス形態が日々開発されていることが挙げられますが、当社では、クライアントのニーズを満たすインフルエンサーの発掘・拡充・育成、サービスにおける機能充実、利便性の向上を図ることで、「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」という当社のビジョンの実現に取り組んでまいります。また、自社サービスの強化として、代理店を経由せず、クライアントへ直接販売する販売ルートを強化するとともに、現状のクライアントの多くが属する化粧品及び日用品業界に加え、様々な業界に属するクライアントと幅広く取引できるよう拡大を図ってまいります。

② 新サービスの拡充

当社の継続的な成長のためには、既存事業とのシナジー効果が見込める新事業を展開していくことが必要と考えます。

そこで、当社が培ってきたソーシャルメディアマーケティング及びブランディング支援の知見を活かし、自社ブランド商品の企画・開発・販売をする新規事業としてD2C（Direct to Consumer）事業を開始いたします。

D2C事業においては、自社ブランドとして商品を販売することで得られる直接的な利益のみならず、当社の既存事業とシナジー効果を生むことで、中長期での持続的成長と企業価値の更なる向上につながることが見込まれます。

また、社会全体におけるソーシャルメディア活用の拡大に伴い、煩雑なソーシャルメディア運用をより効率的・効果的に行いたいとのニーズが増大していることに鑑み、当社がSNSアカウント運用事業で蓄積した知見、ノウハウを活かしたソーシャルメディア運用支援に関するSaaS型サービスの開発に取り組んでおります。

③ 新サービス等の開発体制の構築

インターネット市場の技術革新のスピードは非常に早く、またソーシャルメディアマーケティングにおいて、新たなサービスや競合他社が次々と現れます。当社では、競合優位性の確保及び事業の拡充を図るため、新規広告商品やサービスの開発、投資を行っております。当該開発に際しては、システム開発の必要性や優秀な人材の拡充が必要となるため、迅速な開発が行える体制整備や優秀な人材の確保を行ってまいります。

④ 当社及びサービスブランドの知名度向上

当社が今後も成長を続けていくためには、自社サービスの知名度向上により、インフルエンサーの拡充及びクライアント企業からの認知の拡大が必要不可欠と考えています。今後も費用対効果に注意を払いながらもプロモーション活動を強化してまいります。

⑤　組織体制の整備

当社は、更なる成長を図る為に、成長フェーズにあった組織体制の確立と優秀な人材の確保、また確保した人員の早期育成の仕組みが不可欠だと考えております。採用活動の強化を図るとともに、社内研修制度、ノウハウの共有の仕組みの確立を行ってまいります。

⑥　情報管理体制の強化

当社は、インフルエンサー等の個人情報を多く取得しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報管理規程を制定し、その取得・提供・管理についての方針を定めております。また、個人情報取扱の専用の端末を設置し、アクセス権限者を限定したうえで、アクセスログについても取得し、不正なアクセスがないか随時モニタリングを実施しております。また、個人情報以外のパーソナルデータとして、cookie情報や行動履歴情報等の取扱いについても、日本インタラクティブ広告協会（JIAA）の「行動ターゲティング広告ガイドライン」を遵守した取扱いを実施しております。これらの施策により個人情報の取扱い等の管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステム整備などを継続的に行ってまいります。

⑦　内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社といたしましては、コーポレート部門の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

⑧　広告審査体制の整備

当社のソーシャルメディアマーケティング事業における広告手法は、クライアント企業の商品の体験等をインフルエンサーが各種SNSにおいて投稿、拡散するものですが、インフルエンサーによる当該投稿が広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制に違反しないよう、当社では顧問弁護士への確認等により広告関連法令を網羅した厳格な広告審査基準を定め、全広告案件における投稿の審査を実施しております。広告審査体制としては、社内に専門の部署を設け、審査を実施している他、外部機関による審査も実施し、社内外での二重の審査を実施しております。また、当該外部機関と定期的な広告審査に関する会議を実施し、必要に応じて顧問弁

護士等へ相談する体制を整えております。広告審査の結果、審査基準に抵触するインフルエンサーの投稿については、修正を依頼している他、インフルエンサーが適切な投稿を行うよう随時注意喚起を実施し、その法令遵守意識の啓蒙に努めております。今後、事業拡大による広告案件の増加や、新たなマーケティング手法を開発した際においても、広告審査体制の整備、対応を行ってまいります。

⑨　法規制等の変動に対応する社内体制

当社の事業は、広告関連法令、インターネット広告業界の自主規制、各種SNSプラットフォーム規約等の制約を受けますが、それら規制の改正、変更等の事業環境の変化に迅速に対応するため、ソーシャルメディアマーケティング事業部門とコーポレート部門が連携して情報の収集、分析、管理を行っております。また、規制等の変更に伴い対応が必要である際は、社内への周知、教育等によりその徹底を図っており、これら対応を継続的に行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年９月30日現在）

事　業　区　分	事　　業　　内　　容
ソーシャルメディアマーケティング事業	ソーシャルメディアを中心とした広告マーケティング

(6) 主要な事業所（2020年９月30日現在）

本　　社	東京都渋谷区桜丘町20-1
宮 崎 オ フ ィ ス	宮崎県宮崎市橘通東1-7-4

(7) 使用人の状況（2020年９月30日現在）

当社の使用人の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
126（12.5）名	31名増（7.4名減）	28.7歳	2.5年

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．使用人数が前事業年度末と比べて31名増加しましたのは、主に完全子会社の吸収合併及び業容拡大に備えた採用によるものであります。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　　12,000,000株

② 発行済株式の総数　　3,783,100株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は361,600株増加しております。

③ 株主数　　2,113名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
高村彰典	982,400株	25.97%
株式会社デジタルガレージ	770,000	20.35
株式会社サイバーエージェント	600,000	15.86
株式会社マイナビ	300,000	7.93
ユナイテッド株式会社	135,000	3.57
近田哲昌	102,000	2.70
和田瑞樹	88,500	2.34
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	47,100	1.25
野村信託銀行株式会社（投信口）	41,600	1.10
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE−AC)	34,600	0.91

（注）１．持株比率は自己株式（138株）を控除して計算しております。

２．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年７月27日付の合併に伴い、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更いたしました。

⑤ 株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		2014年３月３日	2018年５月31日
新株予約権の数		4,450個	458個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 222,500株 （新株予約権１個につき50株）	普通株式 22,900株 （新株予約権１個につき50株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 10,000円 （１株当たり 200円）	新株予約権１個当たり 41,000円 （１株当たり 820円）
権利行使期間		2016年３月４日から 2024年３月３日まで	2020年６月１日から 2028年５月24日まで
行使の条件		（注）１	（注）１
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 4,450個 目的となる株式数 222,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 358個 目的となる株式数 17,900株 保有者数 2名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1名

（注）１．新株予約権の行使の条件

①各新株予約権の一部行使はできないものとする。

②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。

③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

２．当社は、2019年２月23日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整して記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高村　彰典	－
取締役	近田　哲昌	クリエイティブ本部管轄
取締役	和田　瑞樹	経営本部管轄
取締役	三木　佑太	営業本部 インフルエンサーサービス本部 D2C本部 システム開発本部管轄
取締役	松本　浩介	KLab㈱社外取締役（監査等委員） ㈱スタジオアタオ社外取締役（監査等委員） ㈱キッズライン社外取締役 ピクスタ㈱社外取締役（監査等委員）
取締役	蓮見　麻衣子	㈲エバーリッチアセットマネジメント ファンドマネージャー
取締役	踊　契三	ベリトランス㈱取締役 econtext Asia Limited Director ㈱イーコンテクスト代表取締役社長 ㈱アイリッジ取締役 ㈱DG Technologies取締役 ㈱DK Gate代表取締役社長 TDペイメント㈱取締役 ㈱DG Daiwa Ventures取締役 ㈱BI.Garage取締役 ㈱デジタルガレージ　取締役 兼 専務執行役員 国内事業全般管掌 ㈱Crypto Garage取締役
常勤監査役	礒村　奈穂 （戸籍名：田嶋　奈穂）	公認会計士
監査役	都　賢治	税理士法人アルタス所長 ㈱アルタス代表取締役 ㈱アイスタイル社外監査役 トレンダーズ㈱社外監査役 ㈱チームスピリット社外取締役 ㈱グロービス監査役
監査役	吉羽　真一郎	潮見坂綜合法律事務所パートナー弁護士 ウォンテッドリー㈱社外取締役（監査等委員） ㈱スタジオアタオ社外取締役（監査等委員） ㈱キッズライン社外監査役 ㈱ハマイ社外監査役 フリュー㈱社外監査役

（注）１．取締役松本浩介氏、蓮見麻衣子氏及び踊契三氏は、社外取締役であります。
２．監査役礒村奈穂氏、都賢治氏及び吉羽真一郎氏は、社外監査役であります。

3．常勤監査役礒村奈穂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査役都賢治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役吉羽真一郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
6．当社は、取締役松本浩介氏及び蓮見麻衣子氏、監査役礒村奈穂氏、都賢治氏及び吉羽真一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
7．当社は執行役員制度を導入しております。2020年９月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地　位	氏　名	担　当
執行役員	金森　紘	システム開発本部担当執行役員
執行役員	辻　孝明	インフルエンサーサービス本部担当執行役員
執行役員	宮本　悠加 （戸籍名：東田　悠加）	Ｄ２Ｃ本部担当執行役員
執行役員	栗山　真一	経営本部担当執行役員
執行役員	荘司　里樹	クリエイティブ本部担当執行役員

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

③　取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (2)	80,550千円 (6,000)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	15,000 (15,000)
合計 （うち社外役員）	9 (5)	95,550 (21,000)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の支給員数は、無報酬の取締役１名（うち社外取締役１名）を除いております。

3．取締役の報酬限度額は、2006年４月３日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2019年12月18日開催の第14回定時株主総会において、年額90,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内）の範囲内において新株予約権の公正な評価額を報酬の額に追加すると決議いただいております。

4．監査役の報酬限度額は、2017年12月14日開催の第12回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、2019年12月18日開催の第14回定時株主総会において、年額10,000千円以内の範囲内において新株予約権の公正な評価額を報酬の額に追加すると決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役松本浩介氏は、KLab株式会社及び株式会社スタジオアタオ、及びピクスタ株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社キッズラインの社外取締役であります。株式会社キッズラインは、当社との間で営業取引を行っております。その他の会社と当社との間には特別の関係はありません。

・社外取締役蓮見麻衣子氏は、有限会社エバーリッチアセットマネジメントのファンドマネージャーであります。当社の兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役踊契三氏は、株式会社デジタルガレージの取締役 兼 専務執行役員 国内事業全般管掌、株式会社イーコンテクスト及び株式会社DK Gateの代表取締役社長、ベリトランス株式会社、株式会社アイリッジ、株式会社DG Technologies、TDペイメント株式会社、株式会社DG Daiwa Ventures、株式会社BI.Garage及び株式会社Crypto Garageの取締役、econtext Asia LimitedのDirectorであります。株式会社デジタルガレージは、当社のその他の関係会社に該当し、当社との間で営業取引を行っております。その他の会社と当社との間には特別の関係はありません。

・社外監査役都賢治氏は、税理士法人アルタスの所長、株式会社アルタスの代表取締役及び株式会社チームスピリットの社外取締役、株式会社アイスタイル及びトレンダーズ株式会社の社外監査役、株式会社グロービスの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外監査役吉羽真一郎氏は、潮見坂綜合法律事務所のパートナー弁護士、ウォンテッドリー株式会社及び株式会社スタジオアタオの社外取締役（監査等委員）、株式会社キッズライン、株式会社ハマイ及びフリュー株式会社の社外監査役であります。株式会社キッズラインは、当社との間で営業取引を行っております。その他の会社と当社との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役　松本　浩介	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
社外取締役　蓮見　麻衣子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、金融アナリストとしての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
社外取締役　踊　契三	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営及びコーポレート・ガバナンスに関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
社外監査役　礒村　奈穂	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役　都　賢治	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役　吉羽　真一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,800千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、新収益認識基準に関するアドバイザリー業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

(2) 法令違反行為等に関する内部通報制度を運用し、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。

(3) 内部監査担当者及び監査役は、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款、諸規程に適合しているか、会社の業務の適正が確保されているか監査する。

(4) 反社会的勢力排除規程に基づき、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令、機密情報管理規程、文書取扱規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) コンプライアンスの状況に関して継続的なモニタリングを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。

(2) 危機発生時には、リスク管理規程に従い、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

(2) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月１回開催する。また、取締役会の他、会社の機動的な経営のため、役員会を毎週１回開催し、取締役会で定められた事項を除く重要な事項について、効果的な経営執行を行う。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント体制の構築に努める。

(2) 当社は、当社グループの管理に関する関係会社管理規程に従い、当社グループ全体の業務の円滑化と管理の適正化を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役補助業務を遂行する。また、当該使用人の人事異動、評価等の人事処遇に関する事項については、事前に監査役の同意を得た上で決定するものとし、取締役及び上司その他の者からの独立性を確保する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか役員会及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。

(2) 監査役は、必要があると認めたときは、取締役及び使用人に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する。

⑧ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇・懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

(2) 監査役は、監査法人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役の職務の執行について

定時取締役会を月に１回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度においては取締役会を13回開催いたしました。取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査役も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

②　リスク管理体制について

取締役、経営本部のリスク担当が連携し、リスク管理体制の強化、推進に努め、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に代表取締役に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

③　内部監査の実施について

内部監査担当者にて、社内各部署及び当社グループ各社が、法令、定款、社会規範、社内規程、並びに業界団体の定めるガイドラインに従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査役会との相互協力のうえ、書類の閲覧及び実地調査しております。また、内部監査担当者は、毎月１回、複数の部署及び当社グループ各社に対して内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、代表取締役に対し報告を行っております。

④　監査役の職務の執行について

監査役３名（うち社外監査役３名）は、監査役会で策定された監査方針並びに監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

常勤監査役は、内部監査担当者と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受け、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行うとともに、社内各部署及びグループ企業各社の監査にあたり、内部監査担当者と連携して、取締役・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

４．剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、当社は成長拡大の過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実を図る方針であります。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針でありますが、現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための資金として、有効に活用していくことを方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年１回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第５項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2020年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,147,361**	**流動負債**	**379,004**
現金及び預金	1,638,701	買掛金	170,071
受取手形及び売掛金	469,289	未払金	70,933
貯蔵品	1,026	未払法人税等	8,186
その他	38,344	ポイント引当金	17,310
固定資産	**228,448**	その他	112,502
有形固定資産	**80,415**	**負債合計**	**379,004**
建物附属設備	32,842	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	47,572	**株主資本**	**1,996,805**
無形固定資産	**11,664**	**資本金**	**457,021**
ソフトウエア	7,463	**資本剰余金**	**457,021**
ソフトウエア仮勘定	4,201	**利益剰余金**	**1,083,547**
投資その他の資産	**136,368**	**自己株式**	**△783**
投資有価証券	7,500	**純資産合計**	**1,996,805**
繰延税金資産	28,084		
敷金及び保証金	100,783		
資産合計	**2,375,810**	**負債純資産合計**	**2,375,810**

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,996,588**
売上原価		**1,275,629**
売上総利益		**1,720,959**
販売費及び一般管理費		**1,505,699**
営業利益		**215,259**
営業外収益		
雑収入	6,685	6,685
営業外費用		
減価償却費	13,341	
雑損失	4,131	17,472
経常利益		**204,472**
特別利益		
移転補償金	24,650	24,650
税金等調整前当期純利益		**229,122**
法人税、住民税及び事業税	64,640	
法人税等調整額	△3,825	60,815
当期純利益		**168,307**
親会社株主に帰属する当期純利益		**168,307**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当連結会計年度期首残高	411,610	411,610	915,240	ー	1,738,460	1,738,460
当連結会計年度変動額						
新株の発行	45,411	45,411			90,822	90,822
自己株式の取得				△783	△783	△783
親会社株主に帰属する当期純利益			168,307		168,307	168,307
当連結会計年度変動額合計	45,411	45,411	168,307	△783	258,345	258,345
当連結会計年度末残高	457,021	457,021	1,083,547	△783	1,996,805	1,996,805

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　1社

・連結子会社の名称　　株式会社glamfirst

当社は、2020年８月１日付で当社の連結子会社であった株式会社glamfirstを吸収合併したため、期末時点では連結子会社はありません。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社glamfirstは2020年８月１日付で当社に吸収合併されたため、決算日は７月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他の有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

貯蔵品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備　　15年

工具、器具及び備品　　４年～15年

ロ．無形固定資産　　自社利用のソフトウエアは、社内における利用可能期間（３年～５年）に基づく定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

ロ．ポイント引当金　　Ripre会員に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　13,977千円

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　3,783,100株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　275,900株

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金で賄っております。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。これらは支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

また、敷金及び保証金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先審査・与信管理ガイドラインに従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各事業部からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,638,701千円	1,638,701千円	－千円
(2) 受取手形及び売掛金	469,289	469,289	－
(3) 敷金及び保証金	100,783	97,703	△3,079
資産計	2,208,774	2,205,694	△3,079
(1) 買掛金	170,071	170,071	－
(2) 未払金	70,933	70,933	－
(3) 未払法人税等	8,186	8,186	－
負債計	249,191	249,191	－

(注) １．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負　債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	7,500千円

投資有価証券は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。

3.金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,638,701千円	－千円	－千円	－千円
受取手形及び売掛金	469,289	－	－	－
敷金及び保証金	18,345	－	－	82,437

5．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　527円84銭

(2) 1株当たり当期純利益　45円72銭

6．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7．企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

子会社の吸収合併

当社は、2020年5月13日開催の取締役会決議に基づき、当社の連結子会社である株式会社glamfirstについて当社を存続会社とする吸収合併を2020年8月1日に実施しました。

(1) 吸収合併の概要

① 吸収合併する相手会社の名称
株式会社glamfirst

② 吸収合併する事業の内容
Instagramを活用したマーケティング支援

③ 吸収合併の期日（効力発生日）
2020年8月1日

④ 吸収合併の法的形式
当社を存続会社とする吸収合併方式で株式会社glamfirstは解散しました。

⑤ 結合後企業の名称
株式会社サイバー・バズ

⑥ 吸収合併に係る割当ての内容
当社は合併期日時点で株式会社glamfirstの発行済株式の全てを所有しており、本件吸収合併は完全親子会社間にて実施されるため、株式の割当てや、その他の金銭等の交付は行いません。

⑦ 吸収合併の目的
これまで両社は、Instagramにおけるインフルエンサーマーケティング市場のシェア拡大を図るべく、それぞれ独自の営業戦略で成長を続けて参りましたが、昨今

の顧客動向に鑑み、グループでの更なるシェア拡大、経営の効率化並びに経営資源の有効活用を目的として、合併することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

貸借対照表

(2020年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,147,361**	**流動負債**	**379,004**
現金及び預金	1,638,701	買掛金	170,071
受取手形	52,266	未払金	70,933
売掛金	417,022	未払費用	49,018
貯蔵品	1,026	未払法人税等	8,186
前渡金	10,911	前受金	17,819
前払費用	22,822	預り金	8,147
その他	4,610	ポイント引当金	17,310
固定資産	**228,448**	その他	37,516
有形固定資産	**80,415**	**負債合計**	**379,004**
建物附属設備	32,842	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	47,572	**株主資本**	**1,996,805**
無形固定資産	**11,664**	**資本金**	**457,021**
ソフトウエア	7,463	**資本剰余金**	**457,021**
ソフトウエア仮勘定	4,201	資本準備金	457,021
投資その他の資産	**136,368**	**利益剰余金**	**1,083,547**
投資有価証券	7,500	その他利益剰余金	1,083,547
繰延税金資産	28,084	繰越利益剰余金	1,083,547
敷金及び保証金	100,783	**自己株式**	**△783**
資産合計	**2,375,810**	**純資産合計**	**1,996,805**
		負債純資産合計	**2,375,810**

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,823,150**
売上原価		**1,223,541**
売上総利益		**1,599,608**
販売費及び一般管理費		**1,405,598**
営業利益		**194,010**
営業外収益		
雑収入	6,675	6,675
営業外費用		
減価償却費	13,341	
雑損失	4,131	17,472
経常利益		**183,212**
特別利益		
移転補償金	24,650	
抱合せ株式消滅差益	205,916	230,566
税引前当期純利益		**413,779**
法人税、住民税及び事業税	63,667	
法人税等調整額	△10,001	53,665
当期純利益		**360,114**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	411,610	411,610	411,610	723,433	723,433	－	1,546,653	1,546,653
当期変動額								
新株の発行	45,411	45,411	45,411				90,822	90,822
自己株式の取得						△783	△783	△783
当期純利益				360,114	360,114		360,114	360,114
当期変動額合計	45,411	45,411	45,411	360,114	360,114	△783	450,152	450,152
当期末残高	457,021	457,021	457,021	1,083,547	1,083,547	△783	1,996,805	1,996,805

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備　　15年

工具、器具及び備品　　4年～15年

② 無形固定資産　　自社利用のソフトウエアは、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

②ポイント引当金　　Ripre会員に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　13,977千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権

売掛金　　651千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	28,812千円
営業取引以外の取引高	42,807千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	138株

5．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,850千円
一括償却資産	4,085千円
減価償却超過額	6,897千円
未確定債務	7,660千円
ポイント引当金	5,301千円
その他	4,171千円
繰延税金資産小計	31,965千円
評価性引当額	△1,526千円
繰延税金資産合計	30,439千円
繰延税金負債	
未収還付法人税等	△2,355千円
繰延税金負債合計	△2,355千円
繰延税金資産の純額	28,084千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	0.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4%
評価性引当額の増減	0.4%
抱合せ株式消滅差益	△15.2%
税額控除	△4.5%
その他	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.0%

6．関連当事者との取引に関する注記

（1）親会社及び法人主要株主等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
その他の関係会社	株式会社デジタルガレージ	被所有 直接 20.4%	役員の兼任 広告取引等	広告売上取引	14,502	売掛金	651
主要株主	株式会社サイバーエージェント	被所有 直接 15.9%	広告取引等	広告売上取引	389,088	売掛金	73,211
				広告媒体の仕入取引	1,706	買掛金	154

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針に関しましては一般取引条件と同様に決定しております。

2．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（2）子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	株式会社glamfirst	所有 直接 100.0%	役員の兼任 出向 広告取引等	広告売上取引	14,310	―	―
				全社運営費	△43,450	―	―
				消耗品の購入等	642	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針に関しましては一般取引条件と同様に決定しております。

2．取引金額には消費税等を含めておりません。

3．2020年８月１日付で、当社の連結子会社である株式会社glamfirstを吸収合併しております。

7．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　527円84銭

（2）１株当たり当期純利益　97円82銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9．企業結合に関する注記

共通支配下の取引については、連結計算書類の連結注記表「企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、当該取引により抱合せ株式消滅差益205,916千円を特別利益に計上しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月10日

株式会社サイバー・バズ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小堀　一英　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中山　太一　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社サイバー・バズの2019年10月１日から2020年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバー・バズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月10日

株式会社サイバー・バズ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小堀　一英　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中山　太一　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サイバー・バズの2019年10月１日から2020年９月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年10月１日から2020年９月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、業務運営の適法性及び企業集団としての企業行動規範の遵守状況の監視、内部統制システムの構築・運用状況等に関する重点監査項目を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月11日

株式会社サイバー・バズ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　礒村　奈穂　㊞

社外監査役　都　賢治　㊞

社外監査役　吉羽　真一郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、定款第21条に定める取締役の任期を２年から１年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

２．変更の内容

現行の定款及び変更案は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削　除）

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員７名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会における有効な討議ができる適切な員数を維持し、持続的な成長を実現するとともに迅速な意思決定を行うため２名減員して、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案が原案どおり承認可決されますと、当社取締役は５名（うち社外取締役は３名）となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	高村（たかむら）　彰典（あきのり） （1974年4月5日）	1997年４月　興和株式会社入社 1999年１月　株式会社サイバーエージェント入社 2005年８月　同社執行役員就任 2006年４月　当社取締役就任 2010年10月　当社代表取締役社長就任（現任）	982,400株
2	三木（みき）　佑太（ゆうた） （1987年９月25日）	2010年４月　株式会社サイバーエージェント入社　当社出向 2013年３月　当社マネージャー 2014年１月　当社プランニング局長 2014年４月　当社営業局長 2016年４月　当社執行役員 2019年12月　当社取締役就任（現任）	6,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	松本　浩介（まつもと　こうすけ） （1967年6月2日）	1987年1月　株式会社リョーマ入社 1994年1月　ファミリービズ株式会社取締役就任 1998年6月　時刻表情報サービス株式会社（現・株式会社ＪＲ東日本アイステイションズ）取締役就任 1999年6月　同社代表取締役就任 2004年7月　株式会社ザッパラス取締役就任 2011年6月　株式会社enish取締役就任 2016年3月　KLab株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2016年3月　ピクスタ株式会社社外取締役就任 2016年5月　株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2018年6月　当社社外取締役就任（現任） 2018年6月　株式会社キッズライン社外取締役就任（現任） 2019年3月　ピクスタ株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） KLab株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員） 株式会社キッズライン社外取締役 ピクスタ株式会社社外取締役（監査等委員）	14,600株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	蓮見 麻衣子（はすみ まいこ） (1974年9月9日)	1997年４月　株式会社フジテレビジョン入社 2005年８月　フィデリティ投信株式会社入社 2009年７月　有限会社エバーリッチアセットマネジメント入社（現任） 2018年６月　当社社外取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 有限会社エバーリッチアセットマネジメント	5,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	踊 契三（おどり けいぞう） （1970年5月10日）	2000年４月　株式会社フェイス入社 2005年６月　同社取締役就任 2010年９月　株式会社デジタルガレージ取締役就任 2012年４月　ベリトランス株式会社取締役就任（現任） 2012年９月　株式会社デジタルガレージ取締役　ペイメントセグメント（現　フィナンシャルテクノロジー・セグメント）管掌就任 2012年９月　econtext Asia Limited Director 就任（現任） 2013年10月　株式会社イーコンテクスト代表取締役社長就任（現任） 2015年10月　株式会社アイリッジ取締役就任（現任） 2016年９月　株式会社ＤＧ Technologies取締役就任（現任） 2017年６月　株式会社DK Gate代表取締役社長就任（現任） 2018年６月　株式会社DGマーケティングデザイン取締役就任 2018年10月　株式会社デジタルガレージ取締役兼上席執行役員 SEVP　フィナンシャルテクノロジー・セグメント管掌 兼 マーケティングテクノロジー・セグメント管掌 2019年１月　TDペイメント株式会社取締役就任（現任） 2019年２月　当社社外取締役就任（現任） 2019年６月　株式会社ＤＧ Ｄａｉｗａ Ventures取締役就任（現任） 2020年３月　株式会社BI.Garage取締役就任（現任）	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	踊　契三（おどり　けいぞう） （1970年5月10日）	2020年４月　株式会社デジタルガレージ取締役兼専務執行役員 国内事業全般管掌就任（現任） 2020年６月　株式会社Crypto Garage 取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） ベリトランス株式会社取締役 econtext Asia Limited Director 株式会社イーコンテクスト代表取締役社長 株式会社アイリッジ取締役 株式会社DG Technologies取締役 株式会社DK Gate代表取締役社長 TDペイメント株式会社取締役 株式会社DG Daiwa Ventures取締役 株式会社BI.Garage取締役 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 専務執行役員 国内事業全般管掌 株式会社Crypto Garage取締役	－

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．松本浩介氏、蓮見麻衣子氏及び踊契三氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。当社は松本浩介氏、蓮見麻衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。３氏の選任が承認された場合、松本浩介氏、蓮見麻衣子氏については、引き続き独立役員となる予定であります。
３．松本浩介氏、蓮見麻衣子氏及び踊契三氏は、会社の経営に関する豊富な経験と当社事業分野への知見を有しております。これらを当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただきたいため、社外取締役候補者といたしました。
４．当社は松本浩介氏、蓮見麻衣子氏及び踊契三氏との間で責任限定契約を締結しており、３氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。社外取締役との責任限定契約の内容の概要としまして、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。
５．松本浩介氏及び蓮見麻衣子氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、２年６ヶ月であります。
６．踊契三氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、１年10ヶ月であります。

第３号議案　取締役及び監査役に対するストック・オプションの報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役及び監査役の報酬等の額は、取締役については2006年４月３日開催の臨時株主総会において年額２億円以内、監査役については2017年12月14日開催の定時株主総会において年額５千万円以内とする旨ご承認をいただいており、また、2019年12月18日開催の定時株主総会において、当社の取締役及び監査役の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること、及び監査役の適正なる監査への意識の向上を図ることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、ストック・オプション付与のための報酬額を、当社の取締役については年額９千万円以内（うち社外取締役分は年額１千万円以内）、監査役については年額１千万円以内とすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）が2021年３月１日に施行予定であることに伴い、取締役の報酬等である新株予約権について株主総会の決議で定めるべき事項として、次のとおり、行使価額の調整方法、行使期間及び行使の条件をより具体化するとともに、当社が新株予約権を取得することができる事由を追加すること等を定め、監査役の報酬等である新株予約権についても取締役と同じ内容とすること等につき、ご承認をお願いいたします。

当社は、本議案はストック・オプションの目的を変更するものではないことから、当該ストック・オプションとして新株予約権を発行することは引き続き取締役及び監査役の報酬として相当なものであると考えております。

ストック・オプション付与のための報酬等の額は、引き続き、取締役については年額９千万円以内（うち社外取締役分は年額１千万円以内）、監査役については年額１千万円以内とし、各取締役又は各監査役への具体的な配分については、取締役については取締役会決議、監査役については監査役の協議において決定することといたします。

なお、取締役の当該ストック・オプション報酬額には、使用人としての給与は含みません。

現在の取締役は７名（うち社外取締役は３名）、監査役は３名ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は５名（うち社外取締役

は３名）、監査役は３名となります。
　当社の取締役及び監査役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権は、以下のとおりであります。

(1) 発行する新株予約権の総数
　取締役については306個（うち社外取締役分は34個）、監査役については34個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
　新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。
　なお、当社が、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　株式分割・株式併合の比率

　また、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額
　新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値の金額とし、１円未満の端数を切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記の他、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の３年後の応当日の翌日から、割当日の10年後の応当日の翌日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

①各新株予約権の一部行使はできないものとする。

②新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を相続し行使することができる。

③上記のほか、新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 当社が新株予約権を取得することができる事由

①当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権の割当を受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該新株予約権者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

③新株予約権の割当を受けた者が、「新株予約権の行使の条件」を満たさない場合には、当該新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

(9) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会において定めるものとする。

以上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル　地下２階
ボールルーム
TEL 03－3476－3000（ホテル代表番号）

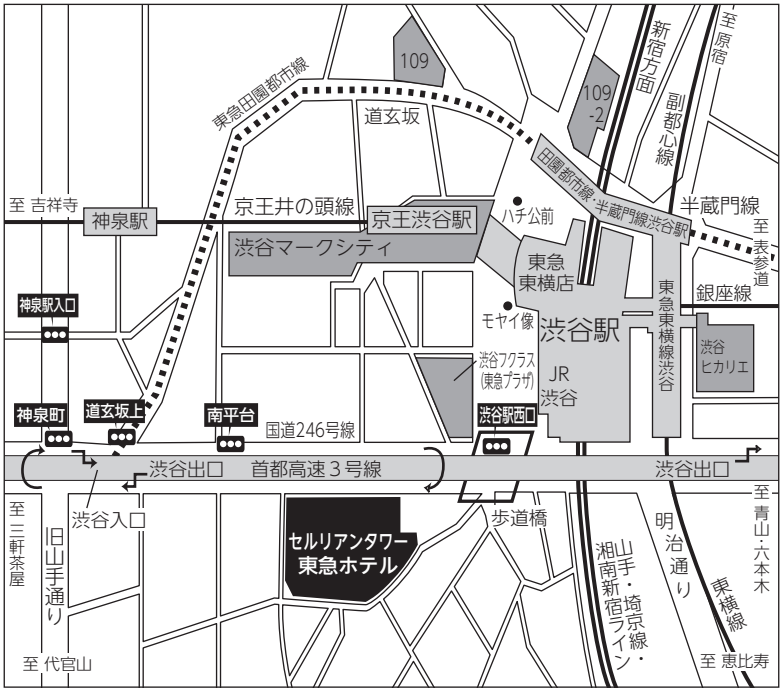

交通　各**渋谷駅**より**徒歩約５分**
JR山手線、JR埼京線、JR湘南新宿ライン
東急東横線、東急田園都市線
京王井の頭線
東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線、東京メトロ副都心線

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。